

事務連絡
令和4年12月26日

各都道府県財政担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課

当せん金付証票発売許可基準の一部改正について（通知）

当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）第4条の規定に基づく当せん金付証票の発売の許可については、当せん金付証票発売許可基準（平成24年4月1日付け総務大臣決定）に基づき行われてきたところですが、このたび、当せん金付証票発売許可基準を別紙のように改めましたのでお知らせいたします。

(別紙)

当せん金付証票発売許可基準

第一 一般的許可基準

一 発売の目的

当せん金付証票（以下「宝くじ」という。）は、その発売による収益を地方公共団体の行う公共事業その他総務省令で定める国際化の推進に係る事業、地方博覧会等の事業、人口の高齢化、少子化等に係る事業、情報化に係る事業、芸術・文化の振興に係る事業、災害対策及び災害の予防に係る事業、地域経済の活性化に係る事業、社会貢献活動に係る事業、環境の保全及び創造に係る事業並びに地域における共通の課題に対応するための調査研究及び人材育成に係る事業等の財源に充てることを目的として発売するものであること。

なお、都道府県及び指定都市は、宝くじの発売による収益を市町村等の行う前段の事業に対する補助金等の財源とすることもできるものであること。

二 発売主体

- 1 宝くじを発売することのできる団体は都道府県及び指定都市（以下「発売主体」という。）に限ること。
- 2 発売主体が共同して宝くじを発売する場合には、原則として地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の規定による協議会を設置して発売するものとする。

三 発売の区域

発売の区域は、原則として発売主体の行政区域内とすること。ただし、他の地方公共団体と協議が整った場合又は総務大臣が関係地方公共団体の意見を聴取したうえで特に必要と認めた場合には、当該協議の整った団体又は総務大臣が認めた団体の行政区域内で発売することができること。

四 売りさばきの方法

売りさばきは発売主体又は発売の受託を受けた銀行等による市中自由消化の方法によること。

五 発売の調整及び許可

1 宝くじの発売が時期的又は地域的に競合し、相互に不利となることのないように次によりその調整を図るものとする。

(1) 宝くじを発売しようとする団体は、原則として毎年12月10日までに、翌年度分の発売計画（別紙一の様式による。）を総務大臣に提出すること。

(2) 総務大臣は、前項の計画のうち適当でないものがあると認めるときは、当該団体に対し修正を求めることがあるものとし、当該団体は、これに基づいて発売計画を修正のうえ、速やかに総務大臣に報告すること。

2 宝くじの発売許可は次のとおり行うものであること。

(1) 宝くじの発売許可の申請に当たっては、収益金を充当する事業の計画を、別紙二の様式により総務大臣に提出すること。

なお、別紙二の添付書類として別紙二の二を前年度の3月31日までに提出すること。

(2) 宝くじの発売許可は、原則として1の計画の範囲内で行うものとする。

(3) 発売の許可は、原則として発売期間の初日の属する年度の前年度の12月31日までに受けなければならないこと。ただし、災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものにあつては、発売期間の初日の1ヶ月前までに、発売の許可を受けなければならないこと。

(4) 発売の許可申請等の手続については、別紙三により取り扱うものとする。

なお、発売の許可に関する地方自治法第250条の3に規定される標準処理期間については、許可申請から許可までをおおむね1ヶ月程度とすること。

六 発売の委託及び公告

1 宝くじの発売については、発売企画を除く、宝くじ証票の作成、当せん品の購入、売りさばき及び当せん金品の支払又は交付、宣伝広告、社会貢献広報、抽せんの執行及び公表等の事務のうち発売主体が自ら行わないものについては、受託を希望する銀行等についてあらかじめ公告の手続を経たうえで受託銀行等を定め、これに委託することができること。

なお、受託銀行等は、発売主体の承認を得て委託を受けた事務の一部を再委託することができるものであること。

2 発売主体は、1の承認の基準を定め、公表しなければならないこと。

3 1の公告は、おおむね別紙四の記載例によるものとする。

七 証票金額及び支払い手段

証票金額は、原則として100円、200円、300円又は500円のいずれかとする。なお、宝くじの証票金額の支払いは、現金のほか、クレジットカード、宝くじポイントその他の現金の支払いに相当する決済も可能とする。

八 発売の基準

1 宝くじの発売は、同一種類の宝くじについて、原則として月4回以内とすること。

2 1回の発売額は、これが過大のため他の宝くじの消化に影響することのないよう、従来の実績を基準とし消化見込みを勘案して定めるものとする。

3 数字選択式宝くじの発売及び抽せんは、同一種類の宝くじについては、原則として週5回以内とすること。

4 数字選択式宝くじの発売期間は、原則として各回ごとに、当該回号の前10回目に当たる数字選択式宝くじの発売期間の最終日の翌日から当該回号の数字選択式宝くじの抽せん日までとすること。

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の100分の37を下らない額とすること。

ただし、数字選択式宝くじ及び被封式宝くじについて、総務大臣の定める年度においては、経費の状況、発売状況等を勘案のうえ、100分の37を下回ることも差し支えないこととすること。

十 当せん金品

- 1 当せん金品として付与するものは、原則として金銭によるものとする
こと。
- 2 数字選択式宝くじの当せん金品の配分方法は、パリミュチュアル方式
(当せん金ファンドを売上額の一定割合とし、公平となるように当せん者
間で当せん金を按分する方式) とすること。
- 3 当せん金品の総額は、発売総額の100分の50以内で、収益の確保、購入
者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。
- 4 当せん金品の最高額は、証票金額の50万倍を超えない範囲内の額とする
こと。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の250万
倍（加算金のある数字選択式宝くじにあつては、500万倍）を超えない範
囲内の額とすること。
- 5 当せん金品の支払又は交付は、宝くじを発売主体若しくは受託銀行等か
ら直接購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの
者の相続人その他の一般承継人に対して行うものであること。

十一 発売諸経費の基準

発売諸経費は、原則としておおむね次の基準により定めるものとする
こと。

1 売りさばき手数料

証票金額が100円又は200円の場合には、証票金額の100分の9以内で発
売主体が受託銀行等の意見を聞いたうえで定める額に100分の110を乗じ
た額

証票金額が300円又は500円の場合には証票金額の100分の8以内で発売
主体が受託銀行等の意見を聞いたうえで定める額に100分の110を乗じた
額

2 当せん金品の支払又は交付手数料

賞金額100,000円以上のものに対しては、賞金額の1,000分の1に100分

の110を乗じた額（ただし、1,110円を超えないものとする。）

賞金額1,000円以上100,000円未満のものに対しては、賞金額の100分の1に100分の110を乗じた額（ただし、110円を超えないものとする。）

賞金額1,000円未満のものに対しては、賞金額の100分の2に100分の110を乗じた額（ただし、11円を超えないものとする。）

ただし、銀行等のATM（現金自動預入支払機）を使用して購入された当せん金付証券に係る当せん金については、賞金額のいかんにかかわらず、1口当たり20円に100分の110を乗じた額

十二 宝くじの抽せん期日及び当せん金品の支払又は交付の期日

- 1 開封式宝くじの抽せんは、発売期間終了後、原則として5日以内に行うこと。ただし、数字選択式宝くじの抽せん日は、発売期間の最終日とすること。
- 2 開封式宝くじの当せん金品の支払又は交付の開始期日は、抽せん後5日程度の間隔をおいて定めることが適当であること。ただし、数字選択式宝くじの当せん金品の支払又は交付の開始期日は、原則として抽せん日の翌日とすること。

十三 運用利益金の使途

発売主体は、毎年度、当せん金付証券法（昭和23年7月12日法律第144号）（以下「法」という。）第16条第5項の規定により受託銀行等から納付される運用利益金を財源として行う事業に関する計画（別紙五の様式による。）を前年度の3月31日までに、総務大臣に提出すること。

十四 検査

発売主体は、受託銀行等に対する検査を行った場合は、その検査の結果を速やかに総務大臣に報告すること。

第二 地方博覧会等の会場において発売する宝くじに係る許可基準

地方公共団体が実質的な主催者となっている博覧会、見本市、展示会、文化行

事その他の催し（以下「地方イベント」という。）を振興するために発売する宝くじ（以下「イベント宝くじ」という。）については、第一によるほか、次に定めるところにより取り扱うこと。

一 発売主体

都道府県又は指定都市とすること。

なお、市町村（指定都市を除く。）が実質的な主催者となる地方イベントの場合は、原則として当該市町村を区域とする都道府県が発売主体となること。

二 総務大臣の指定の対象となる地方イベント

地方公共団体が実質的な主催者となっており、かつ予想入場者数がおおむね70万人以上の地方イベント及びこれに準ずる地方イベントとすること。

三 売りさばきの方法

売りさばきは、当該地方イベントの開催期間中（前夜祭等の日を含む。）に、当該地方イベントの会場において行うものとする。

四 発売の調整及び許可

1 イベント宝くじの発売が他の宝くじの発売に影響を及ぼすことのないように次によりその調整を図るものとする。

(1) イベント宝くじを発売しようとする団体は、原則として発売日の初日の4ヶ月前までに、当該宝くじの発売許可（別紙一の様式による。）を総務大臣に提出すること。

(2) 総務大臣は、前項の計画が適当でないとき、当該団体に対し修正を求めることがあるものとし、当該団体は、これに基づいて発売計画を修正のうえ、速やかに総務大臣に報告すること。

2 発売の許可申請手続は、次によるものとする。

(1) 発売の許可申請に当たって、当該イベントの概要（名称、開催場所、開催期間、地方公共団体の当該イベントへの関与の状況、入場予定者数及びその根拠、売りさばきを予定する場所を記した会場図等）を記載した資料を添付すること。

- (2) 発売の許可は、発売日の初日の3ヶ月前までに受けなければならないこと。

五 証票の形式

原則として被封式宝くじとする。

六 発売収益の配分及び均てん化

発売収益は、当該地方イベント振興事業（市町村に対する助成事業を含む。）の財源とするとともに、他の市町村の地方イベント振興に資するため発売収益の一部（おおむね20%）を充てること。

附 則

この基準は、発売期間の開始期日が令和5年4月1日以降の宝くじについて適用し、発売期間の開始期日が令和5年3月31日までの宝くじについては、なお従前の例による。